

# 令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《所管事項説明》

- 1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について . . . . . 1
- 2 地域医療介護総合確保基金に係る令和6年度事業計画について . . . . . 3
- 3 「三重県感染症予防計画」に基づく医療機関等との協定の締結状況について . . . . . 6
- 4 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について . . . . . 8
- 5 みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく年次報告（令和5年度版）について . . . . . 12
- 6 各種審議会等の審議状況の報告について . . . . . 15

### （別冊）

- 1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和5年度版）

令和6年10月4日  
医療保健部

【所管事項説明】

1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-1	地域医療提供体制の確保	医療保健部	<p>「K P Iの達成状況と評価」における「病院勤務医師数」の目標値について、実態を捉えた上で必要とあらば都度の見直し等検討されたい。</p> <p>また、「がん検診受診率」について、住民検診だけでなく職域での健診を含めた受診率の変化を把握した上で、死亡者数の増減について精査されたい。</p> <p>さらに、「循環器病による10万人あたりの死亡者数」について、三重県は全国の平均値より高い数値を示しているためしっかりとした対策を検討されたい。</p>	<p>病院勤務医師数の目標値については、医師確保計画に沿ったものであるが、県が毎年実施している病院勤務医師数の調査によって実態を捉えるとともに、必要が生じた場合には見直し等を検討してまいります。</p> <p>がん検診受診率については、職域も含めた受診率の変化についても把握するとともに、年齢調整死亡率との関連について精査に努めます。</p> <p>三重県の循環器病による10万人あたりの死亡者数が全国の平均値より高い数値を示していることについて、分析を進め対策を検討してまいります。</p>
			<p>「女性が働きやすい医療機関」認証制度について、働き方改革の考え方を取り入れた内容に見直されるよう検討されたい。</p>	<p>「女性が働きやすい医療機関」認証制度について、働き方改革の考え方を取り入れた内容への見直しを検討し、勤務環境改善の取組を推進してまいります。</p>
			<p>人口1万人当たりの平均救急出動件数を見ると県内市町の順位が全国的に高い順位にあり、救急車の適正利用について具体的に記載し啓発に努められたい。</p>	<p>夜間等に受け入れ可能な医療機関を案内する「医療ネットみえ」など、119番以外の対応窓口の普及について追記するとともに、救急車の適正利用に関する啓発を強化してまいります。</p>
			<p>医療D Xの推進について記述されるよう検討されたい。</p>	<p>令和6年度において新たに、医療機関間の医療情報連携に向けた基盤整備に取り組むなど、医療D Xの推進について追記しました。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-3	介護の基盤整備と人材確保	医療保健部	「認知症になっても希望を持てる社会づくり」について、認知症ITスクリーニングの拡大の取組や認知症カフェの取組等“社会づくり”としての活動内容をしっかりと記載するなど県としての取組姿勢をより強く示されたい。	認知症ITスクリーニングを実施していない市町への拡大や、認知症カフェの県内の設置数が増えるよう、市町へ働きかけや支援することを追記し、認知症になっても希望を持てる社会づくりに取り組んでまいります。
2-4	健康づくりの推進	医療保健部	「KPIの達成状況と評価」における「健康寿命」における実績値について、コロナ禍以前は延伸を示してきた。この理由についてしっかりと検証されたい。	医療技術の進歩等に加え、これまで取り組んできた健康経営や健康マイレージ事業などにより数値が伸びてきたと考えられるが、引き続き検証を行うとともに、さらなる健康寿命の延伸を図るため、健康に関心の薄い人を含む、幅広い層にアプローチを行う「自然に健康になれる環境づくり」に取り組んでまいります。
			「難病対策の推進」について、難病相談支援センターの一層の周知を図られたい。	難病相談支援センターの周知については、これまで、センターの職員が病院や企業等を訪問し、センターの活動や相談窓口を記載したチラシの配置を依頼するとともに、難病医療費助成の申請手続きの際、難病患者やご家族に周知しているところですが、さらなる周知を図るために有効な媒体および機会について検討してまいります。
			「歯科保健対策の推進」について、通院が困難な方々を対象とした在宅歯科保健医療の提供体制に、ひきこもり地域支援センターとの連携による、ひきこもりの方も含めた、具体的な方策について記載されたい。	受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療の提供体制のさらなる充実に取り組むことを追記するとともに、具体的な方策については、ひきこもり地域支援センターをはじめとした関係機関、関係部局と連携し、検討してまいります。

## 2 地域医療介護総合確保基金に係る令和6年度事業計画について

### 1 事業計画について

医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用した財政支援制度が創設されたことを受けて、県に地域医療介護総合確保基金（国2／3、県1／3）を設置しました。

この制度において、県は、地域の実情に応じて事業計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっています。

また、事業計画の作成と実施事業の評価にあたっては、市町や、医療または介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、医師会などの関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、10月22日に医療・介護等の関係者で構成する三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催します。

### 2 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

### 3 令和6年度実施事業の概要

○事業数：162本 事業費：32.0億円（うち医療分16.3億円、介護分15.7億円）

#### ○主な事業

##### ① -1 医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（1.3億円）

###### ・ 病床機能分化推進基盤整備等事業

必要病床数に対し不足する医療機能への転換に必要な施設整備に対する補助を行うとともに、過剰な病床のダウンサイジングに必要な施設整備等に対する補助を行う。

###### ・ 医療DX基盤整備事業

地域医療構想を進めるうえで、各医療機関の役割分担や機能を強化するため、医療機関間の医療情報連携に向けた医療DX基盤を整備する。

① -2 病床の機能又は病床数の変更に関する事業（0.9億円）

・ 病床機能再編支援事業

医療機関が、地域医療構想の実現のため、病床数の適正化に必要な病床数の減少を行う場合、減少病床数に応じた給付金を支給する。

② 居宅等における医療の提供に関する事業（1.8億円）

・ 在宅医療体制整備推進事業

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のため、郡市医師会等と連携して地域の在宅医療提供体制の整備を行う。

・ 小児在宅医療・福祉連携事業

医療的ケア児の実数および生活実態調査の実施や、小児在宅医療に係る人材育成、医療的ケアを必要とする重症児に対するレスパイト・短期入所事業の拡充に取り組む事業へ補助する。

③ 介護施設等の整備に関する事業（5.9億円）

・ 地域密着型サービス等に関する整備事業

認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備、介護施設の開設準備経費、看取り環境の整備や新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援として家族面会室の整備等に係る補助を行う。

④ 医療従事者の確保に関する事業（12.1億円）

・ 地域医療支援センター運営事業

地域医療支援センターが、県内の医療機関で勤務する若手医師のキャリア形成を支援することにより、若手医師の県内定着や、医師の地域偏在の解消等を図る。

・ 県外医師等の確保対策・情報発信事業

県内医療機関の求人情報等が掲載されたWebサイトおよび県内の地域医療リーダーとなる医師・看護職員の取材動画を制作し、情報発信を行うことで、県外医師・看護職員の確保と県内医師・看護職員の県外転出・離職防止を図る。

・ 新人看護職員研修事業費補助金

病院等における新人看護職員が、基本的な臨床実践能力を習得するための研修の実施に対して補助することで、看護の質の向上および離職防止を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する事業（9.8億円）

- ・ 外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業  
外国人留学生の就労予定先の介護施設等が実施する奨学金制度に対して補助を行う。
- ・ 介護テクノロジー導入支援事業  
介護従事者が継続して就労できるような環境整備を図るために必要な介護ロボット等やICT等の介護テクノロジーの導入に係る経費の一部を支援する。
- ・ 福祉・介護人材マッチング支援事業  
福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場紹介や事業所への指導・助言など、円滑な就労・定着を支援する。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（0.2億円）

- ・ 地域医療勤務環境改善体制整備事業  
医師の労働時間短縮や勤務環境改善に向け、医療機関が取り組む医師事務作業補助者等の人材確保、画像診断等のICT機器導入、医師当直室および休憩室の改修整備等に必要な費用を支援する。

### 3 「三重県感染症予防計画」に基づく医療機関等との協定の締結状況について

#### 1 協定締結の概要

令和5年度末に改定した三重県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）に基づき、県と各医療機関等との間で、新興感染症発生時における病床確保や発熱外来などの対策の実施時期・内容等について新たに協定を締結し、新型コロナウイルス感染症において各医療機関等が担っていた機能をより早期に確保することとしています。

また、令和5年秋より、協定内容に同意いただいた機関と順次協定を締結しており、その締結状況を本年9月末時点で一旦取りまとめ、10月上旬に県HPにて公開する予定です。

#### 2 協定の締結状況

医療機関等との協定については、医療関係団体等と連携しながら取り組んだ結果、本年9月末時点（速報値）で病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等あわせて1,607機関との間で締結し、詳細は（1）（2）の各項目のとおりです。

協定の項目については、国が示した基準（※1）に基づき、予防計画で目標値を定め、確保病床など8項目のうち5項目達成しています。未達成の項目については、発熱外来が達成率94%を超えるなど、目標値に近づいているものもあり、引き続き、全項目の目標を達成できるよう協定締結を進めていきます。

その他、県独自に「患者に係る移送に関する協定（消防機関）」、「患者等に係る移送等に関する協定（民間事業者）」、「看護人材の確保等に関する協定（県看護協会）」、「自宅療養者の個人情報の提供に係る市町との覚書（四日市市を除く28市町）」を締結しました。

##### ※1 国が示した目標値の基準

＜流行初期（医療提供体制は発生後1週間以内、検査・宿泊療養体制は発生後1か月以内）の目標値＞

⇒新型コロナ発生から1年後（令和2年12月）の体制

＜流行初期以降（発生後6か月以内）の目標値＞

⇒新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制

#### (1) 医療機関等との協定（本年9月末時点）

	項目	流行初期 の実績値／目標値	流行初期以降 の実績値／目標値
①	確保病床数	287／228床	577／564床
②	発熱外来を実施する医療機関数	24／24機関	650／691機関
③	自宅療養者等に医療を提供する機関数		1,302／1,020機関

④	後方支援(※2)を行う医療機関数		67/26 機関 (第一種協定指定医療機関(※3)を除く全病院)
⑤	感染制御・業務継続支援に従事可能な医療従事者数		84/36 人
	他の医療機関等に医療人材を派遣可能な機関数		24/5 機関
⑥	个人防护具の備蓄を十分に行う機関数	362/638 (協定締結機関数の8割)	
⑦	検査の実施能力	1,830+ $\alpha$ (※4) / 480 件 (1日当たり)	3,600+ $\alpha$ (※4) / 5,095 件 (1日当たり)
⑧	宿泊施設の確保居室数	230/64 室	764/665 室

※2 病床を確保する医療機関の負担軽減等を図る観点から、新興感染症患者以外の患者に対して医療を提供する機関

※3 病床を確保する旨の協定を締結した医療機関

※4  $\alpha$  : 一部の診療所 (52 機関) や民間検査機関 (3 機関) については、定性的協定 (具体的な実施可能件数を定めない協定) を締結

## (2) 県独自協定等

	項目	締結機関
⑨	患者に係る移送に関する協定 (消防機関)	県内の各消防機関 (全 15 機関)
⑩	患者等に係る移送等に関する協定 (民間事業者)	県内の交通事業者・民間救急事業者 (2 事業者)
⑪	看護人材の確保等に関する協定	県看護協会 (1 団体)
⑫	自宅療養者の個人情報の提供に係る覚書	県内市町 (四日市市を除く 28 市町 ※5)

※5 自宅療養者の生活支援については、都道府県のほか保健所設置市 (四日市市) も実施主体となっているため



## 4 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

### 1 計画策定の経緯

#### (1) 現行計画

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）および「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、平成25年に三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定しました。
- 県行動計画は、想定される有事において適切な対応を行うための対策をまとめたものであり、平時の準備も含めて感染症発生段階ごとの対策を具体的に示しています。
- 「県民生活および経済に及ぼす影響の最小化」を目的の1つとするのが県行動計画であり、「保健・医療提供体制の確保」を主目的とする三重県感染症予防計画（以下「県予防計画」という）とは主旨が異なります。

#### (2) 計画改定の背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症対応では、検査や医療提供、ワクチン接種体制が発生初期に確立されていなかったこと、ウイルスの変異等により複数回にわたって発生した「波」のために国民の行動や経済活動が繰り返し制限されたことなどから、対策の切り替えを柔軟かつ適切に行うのが難しかったという課題が明らかとなりました。
- 国においては令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験をふまえ、次の感染症危機でよりの確な対策の切り替えを行うことをめざして、初めて政府行動計画を抜本的に改正しました。
- 本県においても、新型コロナウイルス感染症対応の経験や県予防計画に記載した医療提供体制の確保に関する内容をふまえた上で、新たな政府行動計画に沿って、県行動計画を全面的に改定します。
- 県行動計画の改定により、新型インフルエンザ等の新興感染症の平時の準備や発生段階ごとの対策を具体的に示し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組みます。

### 2 計画（改定後）の期間

令和7年4月から令和13年3月まで（概ね6年ごとに見直し）

### 3 計画改定のポイント

#### (1) 改定の主なポイント

##### ① 平時の準備を充実

- ・備蓄する个人防护具の品目や備蓄水準を具体的に定めます。（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5品目）
- ・医療機関に対し、当該施設の使用量2か月分以上の个人防护具の備蓄に努めるよ

う要請します。

- ・医療機関の備蓄が十分でない場合に備えて、県においても医療機関の初動1ヶ月分に相当する個人防護具を備蓄します。

## ②発生段階ごとの医療提供体制等の対策を具体化

- ・流行初期と流行初期以降に分けて、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、医療提供体制等を確保します。
- ・流行初期は、感染症発生後1週間以内に、新型コロナ発生から1年後（令和2年12月）と同等の体制を確保します。（※1）
- ・流行初期以降は、感染症発生後6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）と同等の体制を確保します。（※2）
- ・事前の想定と大きく異なる場合は、通常医療との両立もふまえながら、協定内容の変更など状況に応じた柔軟な対応を行います。

※1、※2はいずれも病床確保・発熱外来に係る体制について記載しています。

## ③感染拡大防止と社会経済活動の両立を重視

- ・新興感染症の封じ込めを念頭に対応する時期には、効果的な治療法が確立されていないことなどから、医療のひっ迫を回避し、県民の生命および健康を保護するため、国が行う緊急事態宣言等をふまえ、緊急事態措置など強度の高いまん延防止対策を講じます。
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期には、重症化リスクや感染リスク等に応じて、感染拡大防止効果と県民生活・経済活動への影響を総合的に勘案し、適切なまん延防止対策を講じます。
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行します。
- ・検査や医療提供体制の確保、ワクチン・治療薬の普及、社会経済状況等の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとりながら、的確に対策の切り替えを行います。

## (2) 改定に向けた進め方

特措法において、県行動計画を作成（変更）する時は専門家への意見聴取が義務付けられていることから、県予防計画の改定時と同様に、「三重県感染症対策連携協議会」での意見等をふまえて、改定を進めていきます。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和6年	11月	三重県感染症対策連携協議会で中間案の協議
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案の説明 パブリックコメントの実施
令和7年	2月	三重県感染症対策連携協議会で最終案の協議
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案の説明 行動計画の改定

## 5 次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 骨子案

### 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

##### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

##### 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

#### 第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応

##### 第1節 県行動計画の作成

##### 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

##### 第3節 県行動計画改定の目的

### 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

##### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

##### 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

##### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

###### (1) 有事のシナリオの考え方

###### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

##### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

###### (1) 平時の備えの整理や拡充

###### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

###### (3) 基本的人権の尊重

###### (4) 危機管理としての特措法の性格

###### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

###### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

###### (7) 感染症危機下の災害対応

###### (8) 記録の作成や保存

##### 第5節 対策推進のための役割分担

###### (1) 国の役割

###### (2) 県の役割

###### (3) 市町の役割

###### (4) 医療機関の役割

###### (5) 指定（地方）公共機関の役割

###### (6) 登録事業者

###### (7) 一般の事業者

###### (8) 県民

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

##### 第1節 県行動計画における対策項目等

###### (1) 県行動計画の主な対策項目

- (2) 対策項目ごとの基本理念と目標
  - (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点
- 第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 県行動計画等の実効性確保

- (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持
- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し
- (5) 市町行動計画等
- (6) 指定（地方）公共機関業務計画

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 県民生活および県民経済の安定の確保

※各章ともに以下の構成

- 第1節 準備期
  - (1) 目的
  - (2) 所要の対応
- 第2節 初動期
  - (1) 目的
  - (2) 所要の対応
- 第3節 対応期
  - (1) 目的
  - (2) 所要の対応

## 【所管事項説明】

### 5 みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく年次報告（令和5年度版）について

令和5年度における歯科保健施策の実施状況等について、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、別冊「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和5年度版）」を取りまとめましたので、その概要を報告します。

#### 1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに42の評価指標を定め（別冊1 62頁、63頁）、対策を進めています。

42の評価指標のうち、毎年評価できる指標は25あり、そのうち、9指標が目標を達成、11指標が改善、1指標が変化なし、4指標が悪化となっています。

#### (1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

##### ア 乳幼児期（別冊1 2頁）

幼稚園、認定こども園、保育所におけるフッ化物洗口は、20市町、145施設で実施されています。

令和5年度新たにフッ化物洗口を実施する幼稚園において、実地指導や歯科保健指導を実施し、子どもが自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組むための意識づけを行いました。

##### イ 学齢期（別冊1 9頁）

小学校におけるフッ化物洗口は、5市町62校で実施されています。

フッ化物洗口の取組が広がるよう、教育委員会と連携し、市町訪問や会議において説明や情報提供を行うなど、関係者の理解を求めました。

##### ウ 青・壮年期（別冊1 16頁）

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

また、成人等を対象とした歯科相談や歯科保健指導を実施し、フッ化物の利用によるむし歯予防や口腔ケアによる歯周病予防、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発を行いました。

##### エ 高齢期（別冊1 20頁）

高齢者施設の利用者を対象に口腔ケアや義歯清掃を実施しました。また、本人や施設職員に歯科保健指導を実施し、口腔ケアや義歯清掃の習慣づけを図りました。

介護関係者を対象に、介護が必要な高齢者等の口腔ケアや摂食嚥下に係る研修を実施し、介護施設等における日常的な口腔ケアに関する知識の普及を図りました。

## (2) 障がい児（者）への対策（別冊1 24頁）

県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を運営し、障がい児（者）の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて歯科診療を行いました。

歯科医師や歯科衛生士等を対象に、自閉スペクトラム症の特性の理解と支援に係る研修を実施し、障がい児（者）への対応方法や安全な歯科医療提供体制等に関する知識の向上を図りました。

## (3) 医科歯科連携による疾病対策（別冊1 28頁）

関係者と連携を図りながら医療的ケア児への歯科保健医療を提供するため、多職種における連携体制等の構築に向けた検討を行いました。

令和5年度新たに抗血栓薬に係る医科歯科連携のリーフレットを作成しました。また、周術期、糖尿病、妊婦、骨粗しょう症に係るリーフレットを配布し、それぞれの状態に応じた歯科受診の重要性等について啓発を行いました。

## (4) 在宅歯科保健医療における対策（別冊1 32頁）

各地域口腔ケアステーションの実情に応じた活動が活性化するように、地域口腔ケアステーション運営連絡協議会において事例紹介や情報交換、意見交換を行いました。

各地域口腔ケアステーションにおいて、在宅における歯科保健医療サービスの提供等に関する会議を開催し、地域口腔ケアステーションと地域の医療、介護関係者等との連携体制の充実を図りました。

## (5) 災害時における歯科保健医療対策（別冊1 39頁）

歯科医療関係者、市町職員等を対象とした災害時の歯科保健医療活動と受援に関する研修を行い、災害時の多職種による連携体制の構築を図りました。

## (6) 中山間地域等における歯科保健医療対策（別冊1 42頁）

無歯科医地区である離島在住の高齢者を対象に、歯科疾患の予防に関する講話や口腔機能の維持向上に係る口腔ケアの指導を行いました。

## (7) 歯科医療機関における感染症対策（別冊1 43頁）

歯科医師を対象に院内感染症対策に係る研修を実施し、安全で質の高い歯科医療提供体制の構築を図りました。

## 2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

### (1) 推進体制と進行管理（別冊1 44頁）

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の終期であることから、引き続き、歯と口腔の健康づくりを、総合的かつ計画的に推進するため、三重県公衆衛

生審議会歯科保健推進部会や県民、三重県議会等の意見を反映し、「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定しました。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等（別冊1 47頁）

歯科口腔保健に関する知識と技術を習得し、広く社会に貢献する人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

令和5年度においても、三重県立公衆衛生学院の卒業生全員が国家試験に合格し、県内外の歯科医療機関や病院へ歯科衛生士として就職しました。

(3) 関係機関・団体等との連携（別冊1 52頁）

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健の重要性について広く啓発を行いました。

【所管事項説明】

6 各種審議会等の審議状況の報告について  
(令和6年6月3日～令和6年9月16日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和6年6月4日
3 委員	委員長 村本 淳子 委員 井熊 信行 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改定について 2 公立大学法人三重県立看護大学の令和5年度の業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改定について審議を行い、評価委員会として意見なしと決定した。また、令和5年度業務実績報告書について質疑応答を行い、各委員が小項目評価およびコメントを作成し、第2回評価委員会において審議を行うこととした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和6年6月27日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 伊藤 正明 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立等認可申請事案について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	令和6年7月8日
3 委員	部会長 田中 孝幸 委員 片岡 紀和 他10名
4 諮問事項	新たな救命救急センターの設置について
5 調査審議結果	事務局より新たな救命救急センター設置の必要性を、松阪中央総合病院より救急医療への対応や取組を説明し、質疑応答を行った。
6 備考	



1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和6年7月9日
3 委員	委員長 村本 淳子 委員 井熊 信行 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の令和5年度業務実績に係る小項目評価等について
5 調査審議結果	令和5年度業務実績に係る小項目評価について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに、評価委員会としての評価を審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会病床整備・地域連携部会
2 開催年月日	令和6年7月10日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委員 乾 一彦 他4名
4 諮問事項	病床機能再編支援事業給付金の活用について
5 調査審議結果	医療機関の給付金活用について書面協議を行い、全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護現場革新会議
2 開催年月日	令和6年7月12日
3 委員	会長 小西 博 副会長 服部 昭博 委員 小野 昌宏 他9名
4 諮問事項	1 みえ介護生産性向上支援センターの開設について 2 令和6年度三重県介護現場革新会議対応方針について 3 令和6年度みえ介護生産性向上支援センター事業計画について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和6年7月16日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委員 谷ノ上 千賀子 他3名
4 諮問事項	1 三重県立総合医療センター役員に係る報酬規程及び退職手当規程の改正について 2 三重県立総合医療センター令和5年度の業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	法人役員報酬規程等の改正について審議を行い、評価委員会として、意見なしと決定した。また、令和5年度業務実績報告書について質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	令和6年8月5日
3 委員	部会長 伊東 学 委員 新 達也 他11名
4 諮問事項	1 三重県の歯科保健の現状「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書(案)」について 2 令和6年度歯科保健推進事業について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和6年8月8日
3 委員	委員長 村本 淳子 委員 井熊 信行 他3名
4 諮問事項	1 三重県立看護大学令和5年度業務実績に係る小項目評価について 2 三重県立看護大学令和5年度業務実績に係る全体評価について 3 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）について
5 調査審議結果	令和5年度業務実績に係る評価（案）について審議・決定を行った。一部小項目については精査が必要な点があったため、後日書面審議を行ったうえで、評価を決定した。また、公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果（案）について審議・決定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和6年8月9日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 池田 智明 他25名
4 諮問事項	三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果及び国への意見について
5 調査審議結果	医師専門研修プログラムの審議結果及び国への意見提出について、書面により協議を行い、承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和6年8月20日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委員 谷 真澄 他2名
4 諮問事項	1 三重県立総合医療センター令和5年度業務実績に係る小項目評価について 2 三重県立総合医療センター令和5年度業務実績に係る全体評価について
5 調査審議結果	令和5年度業務実績に係る評価について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	令和6年9月3日
3 委員	会長 堀 浩樹 副会長 片田 範子 委員 小西 博 他11名
4 諮問事項	令和6年度の看護職員確保対策の取組と今後の方向性について
5 調査審議結果	県内の看護職員の現状と取組について説明し、現状をふまえた課題に対する今後の方向性について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	令和6年9月4日
3 委員	部会長 田中 孝幸 委員 片岡 紀和 他10名
4 諮問事項	新たな救命救急センターの設置について
5 調査審議結果	松阪中央総合病院を新たな救命救急センターに指定することについて審議を行い、了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和6年9月6日
3 委員	議長 青木 孝太 委員 服部 昭博 委員 後藤 由紀子
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定に係る処分について審議を行った。
6 備考	